

伊賀市の適正な土地利用に関する条例等の一部見直しに係る 中間案パブリックコメントの募集について

1 見直し背景と制度概要

伊賀市の土地利用制度については、伊賀市都市マスタープラン（2010（平成22）年9月策定）に掲げる「多核連携型の都市構成」を目指すため、2018（平成30）年から伊賀市の適正な土地利用に関する条例（以下、「土地利用条例」）及び伊賀市立地適正化計画（以下、「立地適正化計画」）により土地利用の適正化を図ってきました。

一方、昨年12月に伊賀市都市マスタープランを改定し、この内容変更を受け土地利用条例及び立地適正化計画を見直すこととしましたが、多核連携型都市を目指すという方針に大きな変更が無いため、制度の骨格は変えず見直す方針（一部見直し）としました。

なお、各制度の概要については、以下のとおりです。

【土地利用条例の概要】

土地利用条例については、地方自治法第14条（条例制定権）に基づく本市独自の条例で、適正かつ合理的な土地利用を推進するため、地区の特性にあった用途の適正化を図るものです。

【立地適正化計画の概要】

立地適正化計画については、都市再生特別措置法に基づく制度で、都市化を図る区域を定め、対象となる施設を区域内へ誘導することによりコンパクトシティを目指すものです。

2 見直しに係るスケジュール

2021年	12月	関係団体、庁内所属への意見照会
2022年	4月	関係所属へのヒアリング
	5～8月	土地利用審議会への諮問（土地利用条例） 土地利用管理手法庁内検討会議・土地利用審議会での中間案検討 総合政策会議
	9月	市議会への中間報告
	10月	都市計画審議会への中間報告（立地適正化計画） 中間案パブリックコメントの実施
	11月	土地利用管理手法庁内検討会議・土地利用審議会での最終案検討 土地利用審議会からの答申（土地利用条例）
	12月	都市計画審議会への諮問・答申（立地適正化計画） 最終案の公告縦覧（土地利用条例）
2023年	1月	市議会への説明（立地適正化計画）
	3月	市議会定例会（土地利用条例改正案提出） 立地適正化計画の公表
	4月	改正土地利用条例の施行

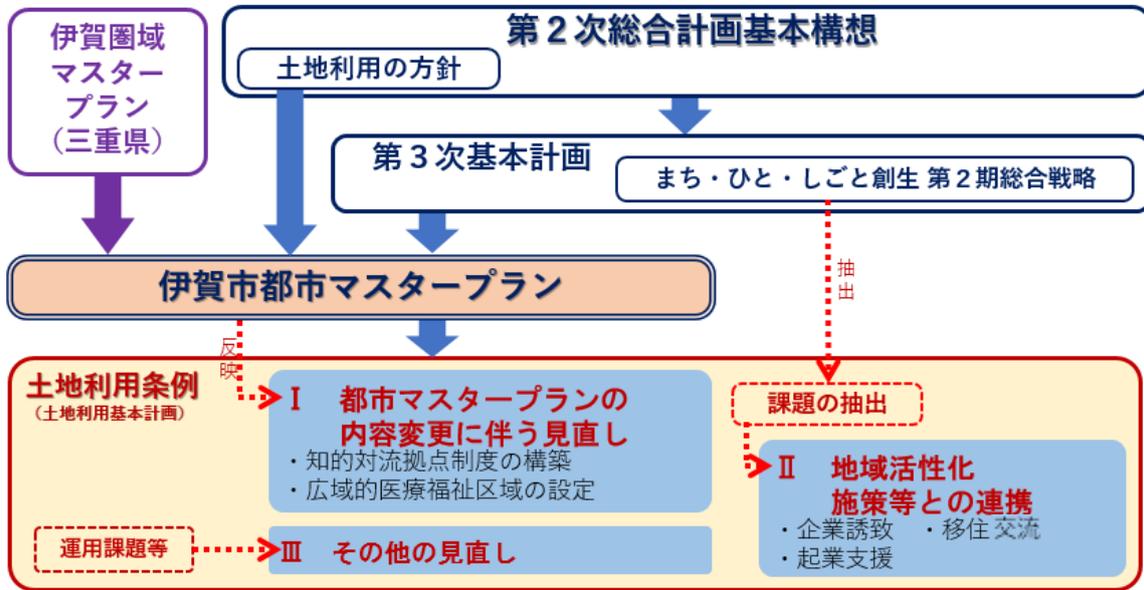
3 見直しの視点

(1) 土地利用条例の見直しの視点

土地利用条例の見直しにあたっては、都市マスタープランの内容変更を踏まえ、新たに「知的対流拠点」、「広域的医療福祉区域」に関する事項を位置付けます。

また、総合計画において横断的な取組みとして掲げている「まち・ひと・しごと創生」に位置付ける各施策との連携を図るための仕組みを構築します。

その他、関係団体からの意見や運用上の課題などを踏まえ見直し案へ反映します。



(2) 立地適正化計画の見直しの視点

立地適正化計画の見直しにあたっては、2020（令和2）年の都市再生特別措置法の改正により計画内への位置付けが義務化された「防災指針」等の位置付けを基本とします。「防災指針」は、居住や都市機能を有する施設の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針のことです。

今回の見直しにおいては、現行計画と対になる「立地適正化計画 追補版（防災指針等）」を作成し、このなかで「防災指針」を位置付けるとともに、この指針を踏まえ誘導区域等を見直します。

4 中間案パブリックコメントの実施

(1) パブリックコメントの実施内容

募集期間：2022（令和4）年10月3日（月）～11月2日（水）

意見提出の方法：持参、郵送、FAX、電子メール、ロゴフォーム

周知の方法：見直し案及び関係資料等の窓口設置（都市計画課、各支所、各地区市民センター）、市ホームページへの掲載、インターネット上への説明動画の掲載

(2) 説明会の開催について

新しい生活様式を踏まえ説明会の開催は行わず、説明動画を収録したDVDの地区市民センター等への配付やインターネット上への説明動画の掲載などにより広く周知しパブリックコメントで意見を募集することとします。